

袋井市議会議員政治倫理条例の制定に対するパブリックコメントへの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間：令和7年2月1日(土)～3月2日(日)
- (2) 資料閲覧場所：市役所5階議会事務局、市役所3階情報公開コーナー、
浅羽支所1階市民ホール、月見の里学遊館1階市民サロン、メロ
ープラザ1階ロビー、市ホームページ
- (3) 提出意見：2人 15件

2 意見・提言等に対する市議会の考え方

No.	意見・提言等の概要	市議会の考え方
【全般】		
1	条例化しなければならない理由は何か。「袋井市議会議員政治倫理規程」では議員が政治倫理を守り得ないということか。その適用に制限や不備があったということか。	議員の政治倫理を確立することで、議員が公正な職務執行をなすことにより、議会運営が適正に行われることを目指すことが条例制定の意義であります。また、2023年の地方自治法改正により、同法89条3項は「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の付託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」と規定されたことから、議員の行動規範として条例を制定するものです。「袋井市議会議員政治倫理規程」に不備があったということではなく、上記の理由により条例化が必要と判断したものです。
2	規程に基づく対処が1件あったが、どのように評価しているか。	今回のパブリックコメントは、条例制定について御意見をいただくものですので、回答はいたしかねます。
3	議員同士の規程では不十分であり過ちもあることから条例化をするのか。	No.1の回答と同様です。
4	条例化は、第3条「市民の役割」を規定し市民に負担をかける。条例化の理由を明確にしなければならない。	市民に負担をかけるのではなく、議員の政治活動への関心を持ってもらうことや、議員の地位を不正に行使しないよう市民の倫理観の醸成を図ることを目的としています。
【第2条 議員の責務】		
5	「議員は、市民全体の代表者として・・・」は、実際上も理論上も適切ではない。それぞれの議員は市民の代表であるが、市民全体の代表ではない。	2023年に国会で成立した地方自治法改正では、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化として、第89条3項が新設され、「・・・議会の権限の適切な行使に資するため、普通公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実に

6	「議員は市民全体の代表者」という考え方が条例全体を貫いていることはいただけない。	その職務を行わなければならない。」と規定されました。この規定の趣旨は、法を遵守するとともに、議員としての品格や名誉を損なうことなく住民全体の利益の実現のため行動することであり、行動のためのルールを定めることを議会には要請されていると言えます。
【第4条 宣誓】		
7	「宣誓しなければならない」との規定は、宣誓がなければ議員としての資格がないような規定であり、条例に規定すべきではない。	条例の内容を理解し、遵守するためには、議員が宣誓することが必要と考えます。
8	議員に政治倫理に関して自覚を求めるとともに、条例の実効性をより担保するため、市民への見える化を踏まえ、本会議において個々に宣誓を行ったかどうか。	議員は宣誓書を提出しなければならないとしており、宣誓書を提出することで、条例を遵守することの議員の意思を確認することとします。
【第5条 政治倫理基準】		
9	「市民全体の利益」とあるが、何をもって市民全体の利益というのか。	日本国憲法第15条第2項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定しており、市議会議員は、市民全体の利益のために行動することが求められます。
10	第5条の中に「おそれのある」という表現が2箇所あるが、「おそれ」というと範囲が拡大される懸念がある。	第5条第3号は「政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」、第7号は「ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為」のように「おそれのある」と表現をしているのは、市民等第三者が、議員の行為が倫理基準に反している思った場合に、審査請求がしやすいよう範囲を広く規定をしています。その行為が政治倫理基準に反しているかは、審査会において、公平・公正に審議を行います。
11	第5条第8号に「職務上知り得た情報」とあるが、どのようなことをいうのか。 また、「不正に利用し」とあるが、「不正」は「第三者等に伝達」にもかかってくるのか。	議員は、議員の立場だからこそ知り得る情報に接する機会があります。こうした情報の取扱に注意を促す規定です。「職務上知り得た情報」とは、公開予定のない行政情報や、一般に公開されるより先に知った情報、相談を受けた市民の情報などが考えられます。 「不正に利用し」の「不正」は「第三者等」にはかかりません。
【第7条 審査の請求】		
12	市民が審査を請求する場合、100人という人数は多く、ハードルが高い。市民が迅速に対応できるよう50人にしたらどうか。	審査請求に係る市民の数は、他市の事例を参考にしました。100人から1000人など幅が見られる中で、100人の有権者の署名は、それだけ多数の総意によるものと考えられます。

【第 8 条 審査会の設置等】

13	第 8 条第 2 項で、審査会の設置人数が「8 人以内」となっているが、2、3 人でもよいのか。 また、第 4 項により、当事者が審査委員になれることになるが、公平性に欠けるのではないのか。	審査請求者が議員であった場合に、連署議員の人数により、委員になりうる議員が限定される可能性があるため、いかなる場合にも対応できるよう、8 人以内と設定しています。2 人では議決ができないことから、少なくとも 3 人以上となりますが、公正な審議ができるよう、議長が公正を期して委員を指名します。 また、当初、第 4 項の規定で、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、議長が認めた場合は、審査会の委員になれるとしましたが、審査対象議員が審査会の委員になった場合、公平・公正な議論ができかねることから、審査対象議員は、審査会の委員から除くこととしました。 なお、審査請求議員が多数であった場合は、議長が公正を期して審査請求議員を審査会の委員に指名することもあり得ます。
14	第 8 条第 5 項の報酬の規定について、有識者には報酬が必要と思うが、議員は業務で行うため報酬は支給しない方がよいのではないのか。	報酬は、有識者のみに支払うもので、議員には支払いをしません。

【第 12 条 審査対象議員に対する措置】

15	「議場における陳謝の勧告」 「一定期間の出席自粛の勧告」 「議員辞職の勧告」は、いずれも議員の権利を侵害するもので、政治倫理に反する行為の罰則としては重すぎて、適当な罰則ではない。	本条例では懲罰は規定できません。左記の「勧告」は、審査対象議員の自発的な対応を促すもので、義務を課すものではありません。
----	---	---